

令和2年度

国民健康保険税の税率等が変更になりました

問 税務課 住民税係 ☎92-7918、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

国民健康保険は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けられるように、加入者全員で国民健康保険税を出し合い、互いに助け合って成り立っています。

平成30年4月の制度改正により、佐賀県が財政運営の責任主体となり、市町単位の財政運営から県単位の広域化による財政運営に移行しました。町では、国保財政の安定運営を目的として、令和2年度の国民健康保険税率を改正しました。加入者みなさんの保険税が大切な財源になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

▽国民健康保険税率及び賦課限度額の変更について（表1）

国民健康保険税は、前年中の所得金額等から所得割額を算出した額に、均等割額・平等割額が合算され、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分でそれぞれ算出された金額の合計が1年間の税額となります。ただし、それぞれ課税限度額が設定され、課税限度額以上は課税されないことになっています。令和2年度からは後期高齢者支援金等分の課税限度額を除く、すべての税率及び課税限度額が変更になりました。

表1 国民健康保険税の税率及び賦課限度額

給付区分	平成31年度（令和元年度）（改正前）			令和2年度（改正後）		
	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分※	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分※
課税限度額	61万円	19万円	16万円	63万円	19万円（変更なし）	17万円
所得割	8.90%	1.70%	2.40%	8.70%	2.60%	2.30%
均等割 （1人あたり）	27,000円	5,300円	8,600円	25,700円	8,100円	8,900円
平等割 （1世帯あたり）	34,000円	6,600円	5,000円	30,400円	9,600円	4,500円

※介護納付金分の賦課額は40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者のみ

▽所得が少ない世帯に対する軽減判定基準の変更について（表2）

国民健康保険税の均等割・平等割額は、世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があり、今回、軽減対象世帯が拡大されました。

表2 国民健康保険税の軽減判定所得の基準

給付区分	平成31年度（令和元年度）（改正前）	令和2年度（改正後）
7割軽減基準額	基礎控除額 33万円以下	基礎控除額 33万円以下
5割軽減基準額	基礎控除額 33万円 + 28万円 × 被保険者数 以下	基礎控除額 33万円 + 28万5千円 × 被保険者数 以下
2割軽減基準額	基礎控除 33万円 + 51万円 × 被保険者数 以下	基礎控除 33万円 + 52万円 × 被保険者数 以下

《医療費適正化のポイント》

国民健康保険税は、必要とされる医療費等をもとに決定しています。医療費が増加すると納める保険税も増加してしまいます。医療費の増加を抑制するために、次の3つのことを心がけましょう！

- ① かかりつけ医・薬局をもちましょう
- ② 重複受診はしないようにしましょう
- ③ ジェネリック医薬品を利用しましょう



18歳以下の子どもが3人以上いらっしゃる世帯の方へ 令和2年度から国民健康保険税の均等割額を減免します

問 税務課 住民税係 ☎92-7918、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

町では、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入する18歳以下の子どもが3人以上いる世帯に対して、第3子以降の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を減免します。

減免となるのは、国民健康保険に加入する18歳以下（年度末時点）である第3子以降の方の均等割（医療分・後期高齢者支援金等分）です。なお、この減免についての申請は不要です。

75歳以上の方へ大事なお知らせです 後期高齢者医療保険料率改定について

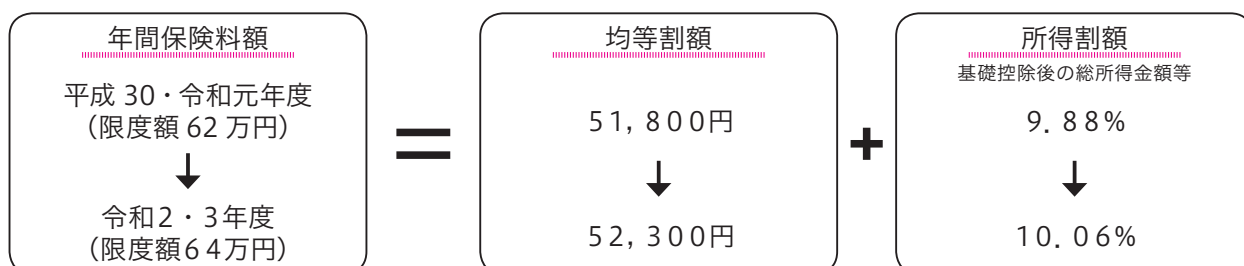
問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

後期高齢者医療保険料は、保険料の収入や医療給付費の支出等の動向を踏まえて2年に1度見直すこととされており、令和2年度は見直しの年にあたります。

75歳以上の医療費は、みなさまに納めていただく後期高齢者医療保険料のほか、公費や現役世代からの支援金でまかなわれています。

平成30年度では、1人当たり医療費が約107万円となっており、今後も増加することが見込まれます。また、現役世代の人口が減少しており、これまでの保険料では、医療費の支出をまかなうことができなくなるおそれがあるため、令和2年度・3年度の保険料率について以下のとおり見直しを行います。

○後期高齢者医療保険料率が変わります。



○軽減特例（8割、8.5割軽減）の見直しが行われます。

所得に応じた軽減割合については、安定した制度運営を目指すために、令和2年度の見直しでは、昨年度8割軽減であった方は7割軽減に、8.5割軽減であった方は7.75割軽減となります。

軽減見直しは、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった施策により負担軽減がはかられています。

○軽減適用対象者の拡大（5割・2割）

令和2年度改正で5割軽減・2割軽減の適用対象者が拡大されます。5割軽減の軽減基準額が28万円から28万5千円に、2割軽減の軽減基準額が51万円から52万円となります。

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額	均等割額の軽減割合
【33万円（基礎控除）】以下で、 【被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）】	7割
【33万円（基礎控除）】以下の世帯	7.75割
【33万円（基礎控除）＋28万5千円×被保険者数】以下の世帯	5割
【33万円（基礎控除）＋52万円×被保険者数】以下の世帯	2割

基山中学校

放課後等補充学習支援事業の講師を募集します

問 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

町では、基山中学校の生徒の学力向上と学習習慣の促進を図るため、6月から補充学習を行います。そこで、中学生の基礎的な学力補充の援助をしていただける講師を募集します。希望される方は、写真を貼った履歴書を持参又は郵送で提出してください。

▽募集人員 若干名

▽報酬 1回 3,300円

▽応募資格 資格、年齢及び住所は不問

▽申込み締切日

▽勤務時間

5月15日（金）必着

- ・平日（週2回）放課後の1時間30分程度
- ・土曜日（月2回程度）午前中の1時間30分程度
- ・長期休業中（夏休み）午前中の1時間30分程度

（土・日曜日、祝日を除く）

令和2年度より

家庭用浄化槽維持管理費補助金制度を開始します

問 建設課 ☎92-7963



本町では、令和2年度より公共下水道の未整備区域に設置している家庭用の合併浄化槽を管理している方に対し、維持管理等に要する経費の一部について、管理者の負担軽減及び適切な維持管理の促進を目的に補助金を交付します。

▽内容（令和2年度実施分）

対象区域	公共下水道の未整備区域（公共下水道の整備区域については建設課で確認できます）	
対象者	①専用住宅または併用住宅（延床面積の1/2以上が居住部分）に10人槽以下の合併浄化槽（BODの除去率90%以上であり、放流水のBODが20mg/l以下の機能を有するもの）を設置されている方 ②町税等を滞納していない方 ③令和2年4月1日から令和3年3月31日の期間に法定（11条）検査（1回）、保守点検（6回）及び清掃（1回）を実施された方	
補助の項目	合併浄化槽の部品の修理に要した経費に対する補助	保守点検、清掃等の維持管理に要した経費に対する補助
補助金額	年1回 10,000円（上限）	27,000円/年（予定）（※1に該当する方のみ）
申請期間	修理完了日～令和4年3月31日	令和3年度より受付予定
申請に必要な主な書類	支払ったことを証明する書類（領収書等）写し 等	令和2年4月1日から令和3年3月31日の期間の ①浄化槽清掃記録票（1回分） ②浄化槽保守点検表（6回分） ③法定（11条）検査結果（1回分）等

※1 保守点検、清掃等の維持管理に要した経費に対する補助

人槽区分	使用人数（※2）	補助金額（予定）
5～6人槽	2人まで	27,000円/年
7～8人槽	3人まで	
10人槽	4人まで	

※2 令和3年3月31日を基準日とし、当該の家庭用浄化槽を使用する世帯の構成員数とする。なお、使用する世帯が二世帯以上ある場合は合算した人数とする

▽注意事項

この補助金は、公共下水道が整備されたときには対象外となります。

▽お願い

単独浄化槽又は汲取り槽を使用されている方は補助の対象となりません。家庭用浄化槽整備事業補助金制度を利用した合併浄化槽への転換のご検討をお願いします。

5月12日は民生委員・児童委員の日です

問 福祉課 社会福祉係（民生児童委員協議会事務局） ☎ 92-7964

大正6年5月12日、現在の民生委員制度の基となる「済世顧問制度」が発足しました。この創設日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進へ決意を新たにする日として、昭和52年に「民生委員・児童委員の日」が制定されました。

民生委員・児童委員とは？

住民の立場にたって まちの福祉を担う ボランティアです

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、全国どこのまちでも活動しています。（全国で約23万人）

安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」、「かまってほしくない」と訪問を断る方もいらっしゃいます。民生委員・児童委員には法による守秘義務があります。相談内容が他の人に伝わることはありません。安心して相談してください。

ご近所の気になることも ご相談ください

ご近所で「毎晩、怒鳴り声と子どもの泣き声がするけど虐待かもしれない」、「〇〇さんの姿を見かけないけど大丈夫かな」と感じたら、民生委員・児童委員に相談してください。身近な方が民生委員・児童委員に連絡することで、早期対応が可能になります。

こんな活動をしています

担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。